

型式：クイックシルバー式MXL II TOP-R 503 L型超軽量動力機（複座）
識別番号：財日本航空協会未登録
発生場所：滋賀県近江八幡市南津田町2222番地の水田（稲は刈り込み済み）
発生日時：平成7年9月10日 11時00分ごろ

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

当該機は、平成7年9月10日、操縦者及び同乗者1名が搭乗し、滋賀県近江八幡市南津田町の離着陸場を離陸、上昇中、失速に陥り11時00分ごろ、同離着陸場の南側約100mの水田に墜落。

操縦者及び同乗者 重傷

機体 大破、火災発生なし

1.2 航空事故調査の概要

主管調査官が、平成7年9月11日～12日、現場調査を実施。

原因関係者として、操縦者から意見聴取を行った。

2 認定した事実

2.1 乗組員に関する情報

操縦者 男性 54歳

財日本航空協会技量認定 No. 03134 (平成元年12月22日)

型式の限定

舵面操縦型

総飛行時間

約50時間

同型式機による飛行時間

約0時間

2.2 航空機に関する情報

2.2.1 航空機

型式

クイックシルバー式MXL II TOP-R 503 L型

製造年月

平成7年8月

総飛行時間

記録なし (約30分)

事故当時の重量

約320kg (仕様書最大重量360.5kg)

2.2.2 機体調査

墜落時に受けた損傷以外、異常は認められず。

事故現場にてエンジンを始動したところ、正常に回転した。

2.3 気象に関する情報

天気 くもり、視程 良好、風向 南、風速 2 m/s、気温 26°C、

湿度 84% (近江八幡消防署観測)

2.4 その他必要な情報

- (1) 航空法第11条第1項ただし書き、同法第28条第3項、同法第79条ただし書きの許可未取得。
- (2) 操縦者の所有しているクイックシルバー式MXL II-R 503 L型の仕様書には、離陸滑走路距離40m、失速速度51.2 km/hと記載。
- (3) 事故機クイックシルバー式MXL II TOP-R 503 L型の仕様書には、離陸滑走路距離68m、失速速度56 km/hと記載。

3 事実を認定した理由

当該機は、離陸上昇中、失速に陥り左旋轉して水田に墜落。

操縦者によれば、次のとおり

エンジン出力がなかなか上がりせず、離陸滑走路距離が長くなり、離着陸地帯の中央付近で離陸したが、離陸方向の電柱及び牛舎が障害となると思い、多少大きく機首上げを行ったところ高さ約20mで尾部が下がるような感じで左旋轉になり、右に修正を行ったが効果がなくそのまま左旋轉して水田に墜落した。

操縦者は、当該機の飛行経験がなく、当該機の性能を操縦者の所有している機体の性能と同程度と思い込み、2.4(3)項で述べた当該機の性能を理解していなかったものと認められる。

同機は、離陸滑走後、上昇中に障害物を避けるため低速度で機首上げを行ったことにより、失速に陥ったものと認められる。

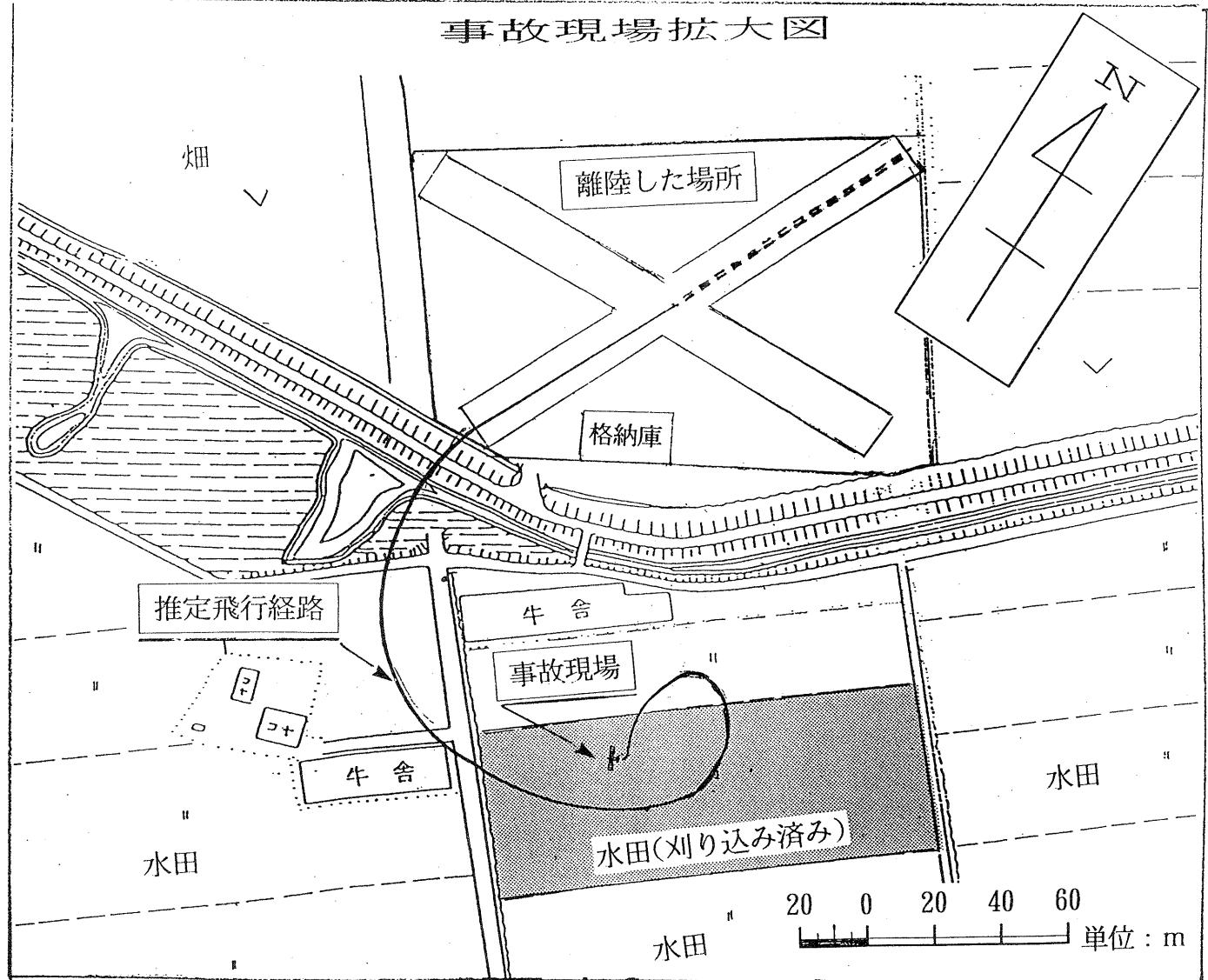
4 原因

操縦者は、当該機の性能を十分理解しないで、低速度で離陸し飛行したため、若干の機首上げ操作を行った際、失速に陥り墜落。

付図1 事故現場見取図



事故現場拡大図



付図2 クイックシルバー式MXLⅡTOP-R503L型
三面図

単位:m

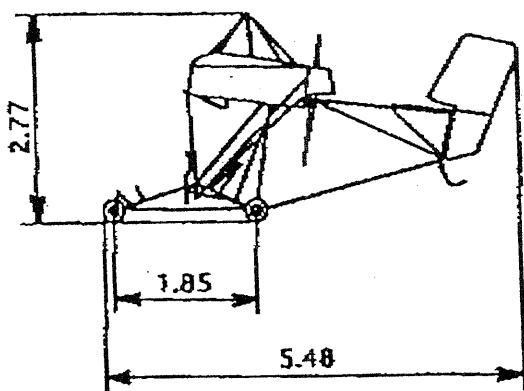
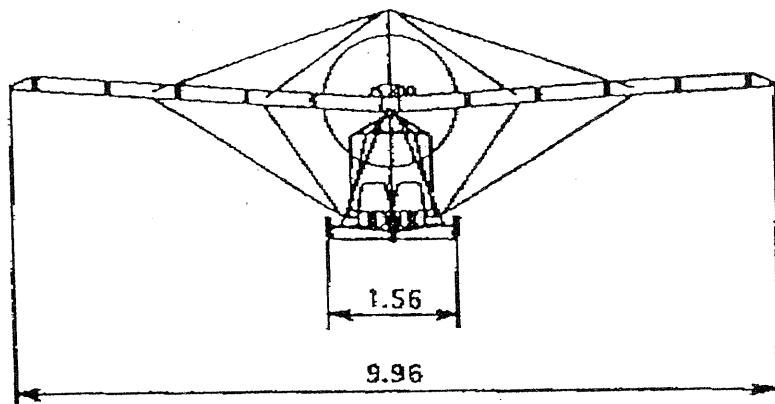
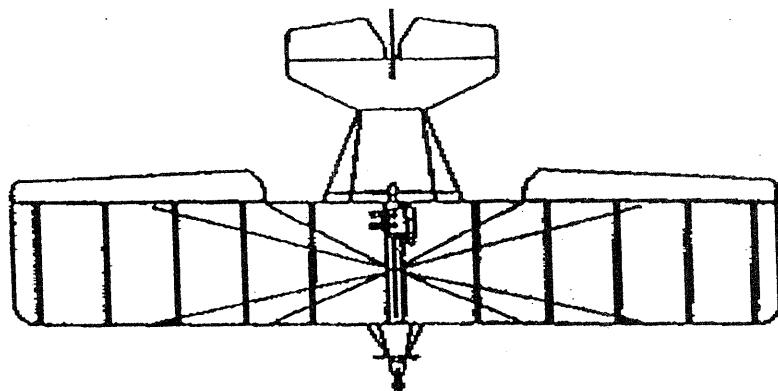


写真 事故機

